

議案第45号

上越市保健センター条例の一部改正について

上越市保健センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市保健センター条例の一部を改正する条例

上越市保健センター条例（昭和57年上越市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大島保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。